

議案第44号

養父市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について

養父市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立公民館条例の一部を改正する条例

養父市立公民館条例（平成16年養父市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公民館の部養父市立八鹿公民館の項中「養父市八鹿町八鹿1675番地」を「養父市八鹿町八鹿538番地1」に改める。

別表第2（八鹿公民館）の部を次のように改める。

（八鹿公民館）

養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例（令和3年養父市条例第●号）別表による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月10日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の養父市立公民館条例及び養父市立八鹿文化会館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第92号）の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第44号 養父市立公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案					
別表第1（第2条関係） 公民館		別表第1（第2条関係） 公民館					
名称	位置	名称	位置				
養父市立八鹿公民館	<u>養父市八鹿町八鹿1675番地</u>	養父市立八鹿公民館	<u>養父市八鹿町八鹿538番地1</u>				
養父市立養父公民館	養父市広谷250番地	養父市立養父公民館	養父市広谷250番地				
養父市立大屋公民館	養父市大屋町山路7番地	養父市立大屋公民館	養父市大屋町山路7番地				
養父市立関宮公民館	養父市関宮637番地	養父市立関宮公民館	養父市関宮637番地				
公民館分館		公民館分館					
(略)		(略)					
地区公民館		地区公民館					
(略)		(略)					
別表第2（第7条関係） <u>（八鹿公民館）</u>		別表第2（第7条関係） <u>（八鹿公民館）</u>					
		養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例（令和3年養父市条例第●号）別表による。					
		<u>（単位：円）</u>					
区分	収容人員 (人)	使用時間区分及び基本使用料					
		9時から			13時から		18時から
		12時まで	17時まで	22時まで	17時まで	22時まで	22時まで
調理室	30	1,400	3,600	5,900	1,800	4,100	1,800
さくらの間 (和)	8	300	800	1,300	400	900	400
さつき・きりし まの間(和)	24	600	1,600	2,500	800	1,800	800
杉の間(和)	8	300	900	1,500	500	1,000	500

現 行								改 正 案		
25号室	18	700	2,000	3,200	1,000	2,200	1,000			
松竹の間(和)	20	800	2,200	3,600	1,100	2,500	1,100			
大会議室	120 (200)	2,700	7,100	11,600	3,600	8,000	3,600			
講義室	24	800	2,100	3,400	1,000	2,400	1,000			
青年室	30	2,000	5,300	8,600	2,600	5,900	2,600			
特別料金										
1 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。										
2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。										
3 調理室でガス及び持込み電気器具を使用する場合は、午前、午後、夜間の区分ごとに1単位当たり500円を加算する。										
4 施設の一部を食堂として使用する場合 月額51,500円										
5 使用許可の内容により、養父市立八鹿文化会館設置及び管理条例(平成16年養父市条例第92号)別表中特別料金4、5、6及び7に準ずることができる。										
附記 特別料金は、求める加算額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める加算額とする。										